・　触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等への対応
・　証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
・　裁判執行関係事項照会への対応
・　裁判所からの公務所等に対する照会への対応
・　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応
・　家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
・　犯罪被害財産支給手続関係事項照会への対応
・　疑わしい取引の届出
・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応
・　弁護士会照会への対応
・　国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応
・　児童虐待に係る通告

なお、当該法令に、第三者からの提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、環境省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）
・　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
・　製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）
・　地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。
・　感染症の予防のための調査に応じるとき。
・　児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）
・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
・　一般統計調査に回答する場合

なお、環境省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者への提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

3　いわゆる「オプトアウト」（法第23条第２項・第３項関係）

環境省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。

⑵　第三者に提供される個人データの項目

（例）
・　氏名、住所、電話番号
・　氏名、商品購入履歴

⑶　第三者への提供の手段又は方法

（例）
・　書籍として出版
・　インターネットに掲載

⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、環境省関係事業者がこの規定による第三者への提供を行っている場合であって、⑵又は⑶の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）
・　住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ⑴から⑷の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第２－⑼の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

4　「第三者」に該当しないもの（法第23条第４項・第５項関係）

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、１から３までの規定にかかわらず、環境省関係事業者は当該個人データを提供することができる。

⑴　環境省関係事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

⑵　合併、分社化、営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

⑶　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア　共同利用をする旨
イ　共同して利用される個人データの項目
ウ　共同して利用する者の範囲
エ　利用する者の利用目的
オ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合（第７－１の規定参照）は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合（第４－２⑴の規定参照）は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

1　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

⑴　環境省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア　当該環境省関係事業者の氏名又は名称
イ　すべての保有個人データの利用目的（第５－４－⑴から⑶までの規定に該当する場合を除く。）